

令和5年度神奈川県スマートファクトリー促進事業  
募集要項

令和5年7月

神奈川県

## <目 次>

1. 事業の目的	1
2. 事業の概要	1
2.1 事業の内容	1
2.2 対象者の要件	2
2.3 採択件数	2
2.4 スケジュール	3
3. 事業の流れ	4
3.1 応募	5
3.2 審査と採択決定通知	5
3.3 神奈川県スマートファクトリー促進事業の内容	5
4. 応募の方法	7
4.1 提出書類	7
4.2 提出期限	7
4.3 提出方法・提出先	7
5. 成果の報告及び公表等	8
6. 情報の取り扱い	8
7. 留意事項	8
8. お問い合わせ	9

## 1. 事業の目的

県内中小製造業者を対象に、カーボンニュートラル（以下「CN」という。）の実現に向けた実施計画（以下「CN実施計画」という。）の策定及びエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）の導入を支援・補助することにより、省エネや再生可能エネルギーの導入を図ります。これにより、温室効果ガス排出量（CO2 排出量）を削減し、CNに貢献することを目的としています。

EMS：設備機器等の稼働状況を常時感知するセンサーや工場等内の使用エネルギーをコントロールするための自動制御機器及び制御盤等により、設備機器を監視、把握、管理するためのシステムをいう。また、工場等の生産予測に基づいて設備機器の制御を行うシステムをいう。

## 2. 事業の概要

### 2.1 事業の内容

県内中小製造業者を対象に、公募のうえ、採択した企業（以下「採択企業」という。）に対し、次の2つの支援をセットで提供します。（いずれか1つの支援だけを受けることはできません。）

《ステップ1》 CN実施計画の策定等

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、現地診断等を実施し、中長期的に実施すべき具体的なプロセスを示したCN実施計画を策定するとともに、EMSの導入・構築運用に係る支援や、補助金申請の支援等を行います。

《ステップ2》 EMS導入費用の一部補助（神奈川県スマートファクトリー促進補助金）

ステップ1で現地診断や補助金申請の支援を実施した後、EMS導入に係る費用の一部補助を行います。

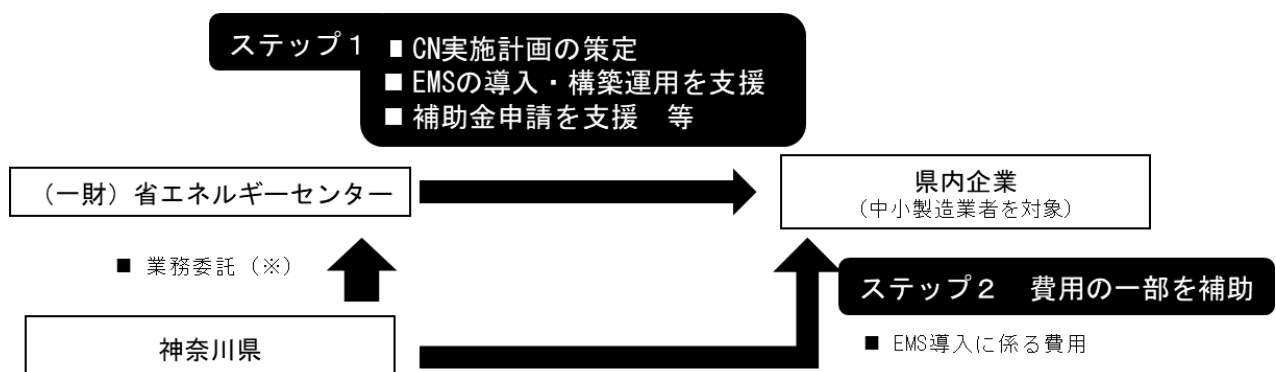


図1 神奈川県スマートファクトリー促進事業のスキーム

※神奈川県スマートファクトリー促進事業の事務局業務は、一般財団法人省エネルギーセンター（以下、「センター」という。）に委託しています

## 2.2 対象者の要件

県内中小製造業者が対象です。

神奈川県スマートファクトリー促進事業（以下、「本事業」という。）における県内中小製造業者とは、県内に工場又は事務所その他の事業場（以下、「工場等」という。）を有する事業者のうち、会社法第2条第1項1号に定める会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項に定める特例有限会社であって、その主たる事業が日本標準産業分類（平成26年4月1日施行）に掲げる「大分類E－製造業」に属し、かつ中小企業基本法第2条第1項第1号の製造業に該当する中小企業者をいいます。

また、次の①～⑧の要件を全て満たす必要があります。

①過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

②過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

③次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

④債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

⑤補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

⑥県税その他の租税を滞納していないこと。

⑦県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

⑧地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

## 2.3 採択件数

外部有識者による審査を経て、神奈川県が採択企業を決定します。

なお、採択する企業は12件程度とします。

## 2.4 スケジュール

本事業のスケジュールは図2のとおりです。

**1次募集期間 令和5年5月30日(火)～6月30日(金)正午(必着)**

**2次募集期間 令和5年7月6日(木)～7月28日(金)(必着)**

全ての応募書類が4.3項記載の提出先へ到着した時点で提出となります。

☆本事業の実施期間

採択日～令和6年3月25日（公募から成果報告集の完成まで）

★スマートファクトリー促進補助金の実施期間

交付決定日～補助事業の完了の日から起算して21日を経過した日又は

令和6年2月9日のいずれか早い日。

本事業	補助金	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
☆		支援対象企業の公募・採択												
☆		現地診断												
☆		EMSの仕様検討												
☆		診断結果のまとめ・EMSの設計完了												
☆		CN実施計画策定												
	★	補助金交付申請・交付決定												
☆	★	EMS製品発注・工事手配												
☆	★	EMS施工												
☆	★	EMS運転確認												
	★	実績報告書の提出（最遅日R6/2/9）												
☆		成果報告書作成・提出												

※2次募集による採択者は、8月以降より現地診断から上記のスケジュールに従って、順次事業を進める予定です。

図2 本事業のスケジュール

### 3. 事業の流れ

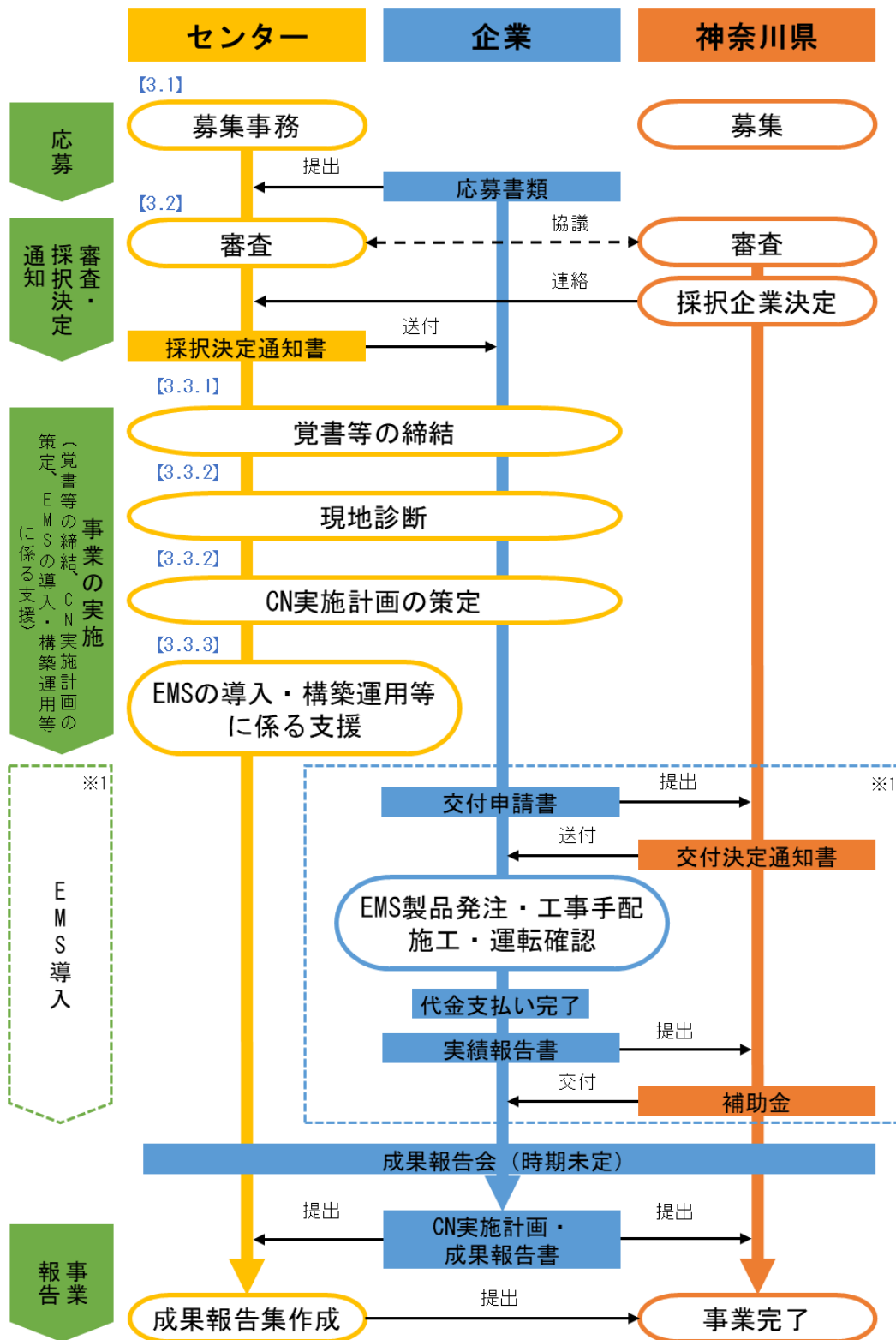


図3 本事業の流れ

※1：補助金交付に係る事項は神奈川県が対応します。補助金の内容や交付申請等の手続きについては、「神奈川県スマートファクトリー促進補助金申請の手引き」をご確認ください。

### 3.1 応募

「4. 応募の方法」をご覧ください。

### 3.2 審査と採択決定通知

提出された応募書類について、外部有識者による審査を行います。審査にあたっては、表1の審査基準を踏まえつつ、同業他社への波及効果（横展開）が期待できるかを総合的に判断します。

審査項目	審査の視点	調査票
審査項目① EMS導入効果	使用エネルギー、主要設備、主な実施済み省エネ対策等を把握しているか。	【sheet1～5】 使用エネルギー、主要設備、主な実施済み省エネ対策等の情報を記入。
審査項目② 現状の課題と対策	現状の課題と対策の内容が適切か。	【sheet6】 現状、エネルギー管理にどのような課題があり、それを解決するためにEMSをどのように活用したいか等についてご記入ください。
	導入を希望するEMSの内容が明確か。	【sheet6】 導入を希望するEMSの管理対象設備にチェックを付してください。
審査項目③ 事業計画	現地診断希望実施日から、EMS導入、実績報告書提出までのスケジュールが適切か。	【sheet7】 現地診断希望実施日から、実績報告書提出までのスケジュールについてご記入ください。
	負担可能な費用規模が明確か。（財源が確保されているか）。	【sheet7】 負担可能な金額をご記入ください。
審査項目④ 実施体制	事業を遂行する体制が整っているか。	【sheet8】 実施体制（人員配置、責任体制等）についてご記入ください。

表1 審査基準

結果は全ての応募者に通知します。また、神奈川県及びセンターのホームページに、採択企業名、支援対象工場等を掲載します。

なお、審査の結果に対するご意見及びお問い合わせには対応しません。

### 3.3 神奈川県スマートファクトリー促進事業の内容

#### 3.3.1 覚書等の締結

本事業における秘密情報の取扱い等については、神奈川県の了解を得たうえで、センターと採択企業間で、覚書等を締結します。

#### 3.3.2 CN実施計画の策定

採択企業が2050年までにCNを確実に実現できるよう、具体的な対策と実施時期、CO2削減目標とエネルギー消費・CO2排出量等の推移見込みをロードマップの形に整理したCN実施計画を策定します。

CN 実施計画の策定にあたっては、まず、電気分野、熱分野等の専門家が現地診断等を行い、エネルギー種類別、設備別、系統別等のエネルギー使用量を詳細に把握し、どこでエネルギーを多く消費しているか等の分析を行います。

また、エネルギー消費が大きい設備を中心に省エネ、再エネへの転換、電化、燃料転換等の対策を想定して CO2 等の削減ポテンシャルを分析し、定量化を行います。

さらに、対策実施による費用対効果、対象設備の更新予定時期、人的資源の状況等採択企業側の事情や要望を勘案の上、多面的な観点から実施が可能な対策及びその実施時期を整理します。

### 3.3.3 EMS の導入・構築運用等に係る支援

現地診断を通じて、採択企業が EMS に求める機能及びその活用方法のほか、採択企業におけるエネルギーフローや設備の態様、人員や予算等を把握したうえで、専門的かつ中立的な観点から、機器やシステムについて、最適案または複数の選択肢を提示するとともに、供給事業者の情報を提供します。

また、構築プロセスにおいて生じた疑問点等は、エネルギー管理士等の専門家による相談等を通じてサポートを行います。

運用にあたっては、マニュアル作成等の支援を行い、必要に応じ、国等による助成制度や金融機関の支援について情報提供します。

さらに、エネルギー管理及び EMS の運用等に係る従業員等の教育も支援します。

### 3.3.4 神奈川県スマートファクトリー促進補助金の交付

スマートファクトリー促進補助金の補助率及び上限額は以下のとおりで、補助率による算出額と上限額のいずれか低い額が補助金交付申請額となります（千円未満切捨て）。

補助率	上限額
補助対象経費の 3 分の 1	900 万円

補助の対象とする事業は、本事業に採択された年度中に、県内中小製造業者が有する県内の工場等において、最適なエネルギー利用を実現し、エネルギー起源二酸化炭素排出量削減に寄与することを目的として、EMS を導入する事業であって、次の①～③の要件を全て満たす必要があります。

- ① 1 つ以上の県内の工場に EMS を導入すること。
- ② 補助金の交付申請の際、現に補助事業に着手していないこと。
- ③ 事業の実施に係る発注先並びに契約先の事業者及び施工を行う事業者が県内に



本社又は支店等の事業所を有する者であること。ただし、県内に発注又は施工できる事業者がない場合は、この限りでない。

スマートファクトリー促進補助金は、交付申請を行い、「2.4 スケジュール」に記載した、スマートファクトリー促進補助金の実施期間内に、EMS の導入を完了し、全ての代金を支払い、実績報告を神奈川県まで提出する必要があります。

また、採択企業は、神奈川県スマートファクトリー促進補助金導入効果報告書（第13号様式）を、交付決定を受けた補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から3年間、毎会計年度が終了する月の翌月の末日までに、知事に提出していただきます。

補助金の内容や交付申請等の手続きについては、「神奈川県スマートファクトリー促進補助金申請の手引き」をご確認ください。

## 4. 応募の方法

### 4.1 提出書類

次の書類を提出してください。

- ・申請書
- ・誓約書

上記の他、必要に応じて追加で資料を提出していただく場合があります。

ご提出いただいた書類等は返却しません。必要な場合は、写しを保管してください。

なお、神奈川県スマートファクトリー促進補助金の申請にあたっては、上記とは別に、補助金申請書類を提出していただきます。

### 4.2 提出期限

1次募集 6月30日(金) 正午(必着)

2次募集 7月28日(金) (必着)

全ての応募書類が4.3項に記載した提出先へ到着した時点で提出となります。

### 4.3 提出方法・提出先

電子メールで、以下メールアドレスあてご提出ください（USBやSDカードによる提出は認めません）。

**メールアドレス：[smfc@eccj.or.jp](mailto:smfc@eccj.or.jp)**

メールタイトルは、「スマートファクトリー促進事業\_事業者名\_応募書類送付」としてください。

個人情報の取り扱いについては本公募要項「6. 情報の取り扱い」に記載していますので、同意の上ご提出ください。

## 5. 成果の報告及び公表等

- ①CN 実施計画の策定や EMS の導入の成果については、成果報告会での発表や、成果報告集等へ掲載していただきます。この際、本事業で実施した内容は公開していただきます。（公開する情報の範囲はセンターと調整していただきます。）
- ②支援期間中または支援終了後に、支援の成果を横展開し、県内中小製造業者の取組を促進するため、県内企業による工場等の視察先やセミナー等での講演者として、ご協力いただく場合があります。

## 6. 情報の取り扱い

- ①応募にあたって御提供いただく個人情報を含む応募情報は、県及びセンター並びに審査に係る有識者間で、審査にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。個人情報を事前の承認なく第三者に提供することはありません。
- ②CN 実施計画及び成果報告書は神奈川県及びセンターに提出いただきます。
- ③CN 実施計画及び成果報告書については、県内中小製造業者の CN の実現に向けた取組の促進を図るため、また本事業の認知度向上等のために活用していきます。

## 7. 留意事項

- ①以下の場合には、審査対象外とさせていただきますので予め御了承ください。
  - ア 「2.2 対象者の要件」を満たさないことが判明した場合
  - イ 応募内容に不備がある場合
  - ウ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、神奈川県及びセンターに対して虚偽の申告を行った場合
- ②採択企業として不適切であると神奈川県が判断した場合には、支援期間中であっても支援を停止する場合があります。
- ③神奈川県及びセンターは、審査、採択及び支援の過程において助言等を行った企業の事業計画の成否等について、一切の保証を行いません。
- ④本事業で発生した知的財産権等は、神奈川県及びセンターに帰属します。
- ⑤採択企業は 3.3.4 項に記載の神奈川県スマートファクトリー促進補助金導入効果報告書（第 13 号様式）を、交付決定を受けた補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 3 年間、毎会計年度が終了する月の翌月の末日までに、知事に提出していただきますので、支援期間終了後においても、CN 実施計画に基づく取

組と導入した EMS の活用に努めてください。

## 8. お問い合わせ

本事業に関するお問い合わせは、原則メールでお願いいたします。

センターのホームページに記載してあるスマートファクトリー促進事業 WEB サイト (<https://www.eccj.or.jp/smfc/index.html>) のお問い合わせより質問様式をダウンロードいただき、ご質問内容を記載してメール添付で 4.3 項に記載したメールアドレス宛てにご送付ください。

なお、メールの件名は「スマートファクトリー促進事業（御質問者の企業名）」としてください。

メール以外での問合せを希望される場合は、FAX で下記番号あてに、質問様式をお送りください。

FAX : 03-5439-9776